

# 石 全 道

ISHIZUCHI

# 7

共済だより

平成29年(2017)

Vol.295

—ご家族でご覧ください—

## CONTENTS

平成28年度決算の概要	2
高齢者医療保険制度に関する要望について	7
70歳以上の高額療養費制度の見直しについて	8
平成30年度からの保健事業の見直しについて	8
特定健康診査・特定保健指導のご案内	9
平成28年度医療費の状況	10
標準報酬月額の見直しを行います	12
被扶養者の資格調査を実施します	14
年金払い退職給付に係る財政状況について	16
地共済年金情報Webサイトのご案内	17
普通貸付・物資供給事業が便利です	18
ボイナスの預け入れ先に最適！共済貯金	18
退職予定者相談会を開催します	19
共済事業に関する懇談会を開催しています	19
共済組合職員募集	19

愛媛県市町村職員共済組合  
<http://www.ehime-kyosai.jp/>



# 決算の概要

平成28年度

平成28年度の決算が、6月5日に開催された第195回組合会で承認されました。  
各経理の決算概要は次のとおりです。

## 経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

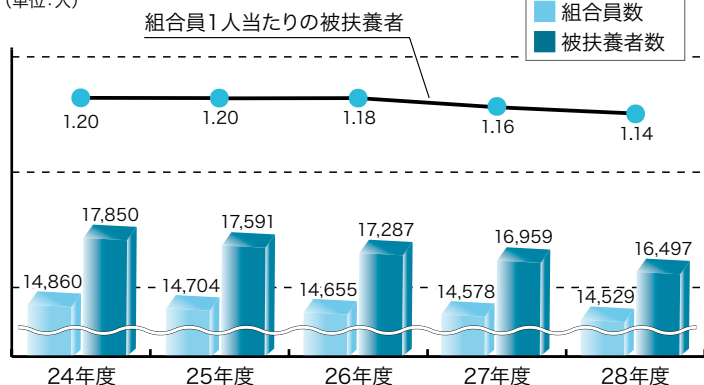
区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	9,642,384 783,736	9,248,658 794,066	393,726 △ 10,330
厚生年金保険経理	19,062,449	19,062,449	0
退職等年金経理	1,274,895	1,274,895	0
経過的長期経理	149,706	149,706	0
経過的長期預託金管理経理	85,626	85,626	0
業務経理	274,177	253,949	20,228
保健経理	397,216 5,573	391,353 5,573	5,863 0
宿泊経理	155,212	143,293	11,919
貯金経理	658,191	574,985	83,206
貸付経理	105,521	106,111	△ 590
物資経理	11,251	9,994	1,257

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

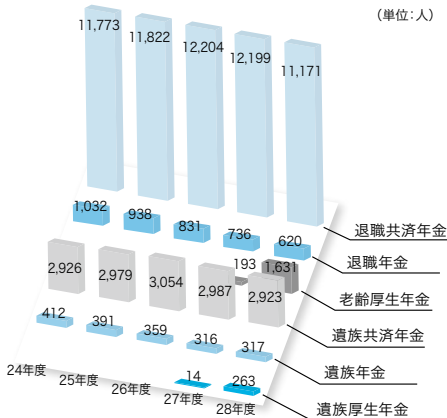
## 組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)

(単位：人)



## 年金種類別支給件数の推移

(単位：人)



## 年金種類別支給件数・1件当たり金額

(単位：件、円)

区分	支給件数	1件当たり金額
退職共済年金	11,171	1,235,485
遺族共済年金	2,923	1,289,944
退職年金	620	2,078,548
遺族年金	317	1,181,653
老齢厚生年金	1,631	919,658
遺族厚生年金	263	1,156,767

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降の厚生年金保険に係る組合員保険料(掛金)・負担金を収納し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付する経理です。  
平成28年度は、190億6240万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

## 厚生年金保険経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、それ以前の共済年金の旧職域年金部分の給付及び既裁定公務障害給付等に係る負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。  
平成28年度は、1億4970万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

## 経過的長期経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、旧職域年金部分に代わる年金払い退職給付に係る掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。  
平成28年度は、12億7490万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

## 退職等年金経理

# 平成28年度決算概要

## 短期経理

### 〈短期給付関係〉

28年度は、財源率を前年度より2.82%引き下げた97.98%とし、2年連続で全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受けない運営となりました。

収入総額は、短期掛金・負担金など96億4240万円で、給与のプラス改定があつたものの財源率の引き下げによる影響等から、前年度と比べ3億8490万円の減少となりました。

一方、支出総額は、診療報酬のマイナス改定や高齢者医療制度に係る拠出金等が5億6740万円の大幅な減少となった影響から、92億4870万円となり、前年度と比べ9億2550万円の減少となりました。しかしながら拠出金等の総額は36億8230万円で、支出額に占める割合は40%を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。



収支決算の結果、3億9370万円の当期利益金が生じたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。  
※医療費の状況については、10Pをご覧ください。

### 〈介護保険関係〉

28年度は、財源率を前年度より0.4%引き上げた12.40%とし運営した結果、1030万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

収入 10,426,120 (単位: 千円)

(単位: 千円)

当期介護損失金 10,330

その他 358,806 (3.4%)  
前年度繰越支払準備金 696,045 (6.7%)  
介護掛金・負担金 783,727 (7.5%)

短期掛金・負担金 8,587,542 (82.4%)

( )内は収入に占める割合

支出 10,042,724 (単位: 千円)

(単位: 千円)

連合会払込金・拠出金 522,675 (5.2%)  
次年度繰越支払準備金 675,776 (6.7%)  
業務経理へ繰入 29,523 (0.3%)  
介護納付金 793,304 (7.9%)  
老人保健・退職者給付拠出金 104,770 (1.1%)

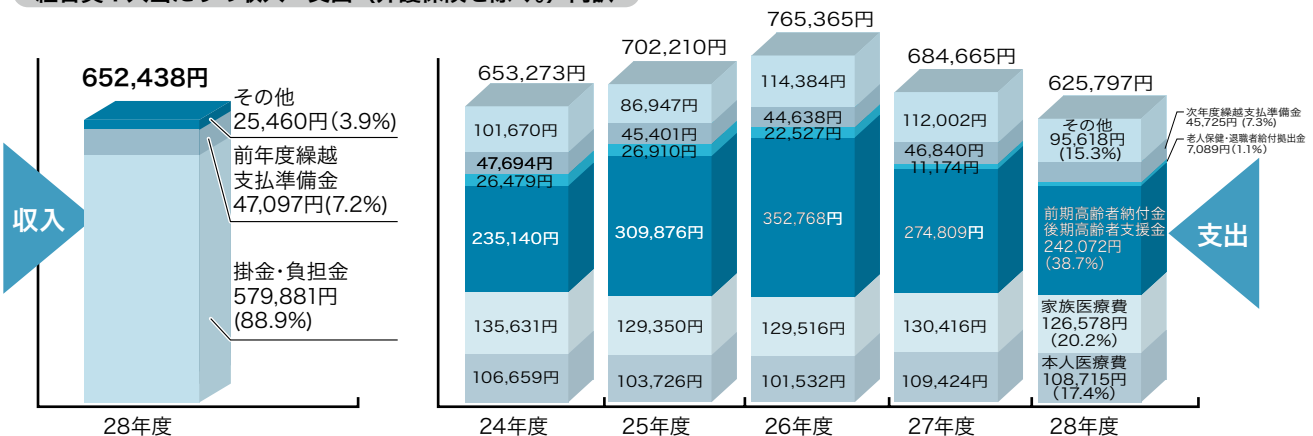
当期短期利益金 393,726

法定給付・附加給付等 4,339,099 (43.2%)

前期高齢者納付金  
後期高齢者支援金等 3,577,577 (35.6%)

( )内は支出に占める割合

### 組合員1人当たりの収入・支出（介護保険を除く。）内訳



## 業務経理

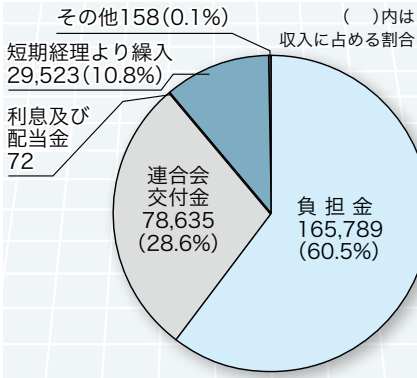
この経理では、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用を賄っています。

28年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会からの交付金など2億7420万円となりました。

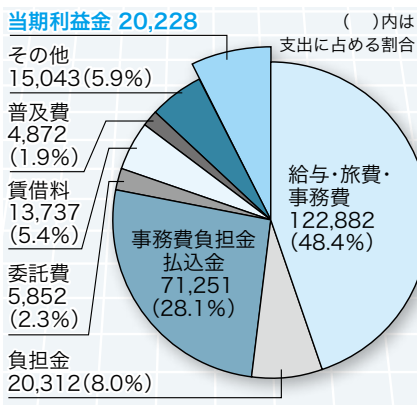
一方、支出総額は、情報セキュリティに関する費用が増加しましたが、マイナンバーに係るシステム等の開発の遅れによる、未執行が生じたこと及び諸経費の節減により、2億5400万円となりました。

収支決算の結果、2020万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

収入 274,177 (単位:千円)



支出 253,949 (単位:千円)



## 保健経理

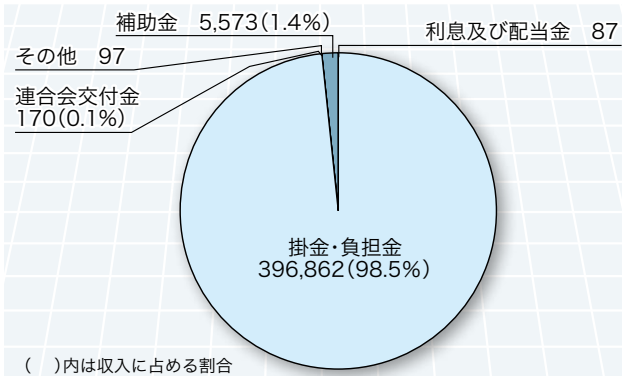
この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

収入総額は、掛金・負担金など4億280万円となり、前年度と比べ380万円の減少となりました。

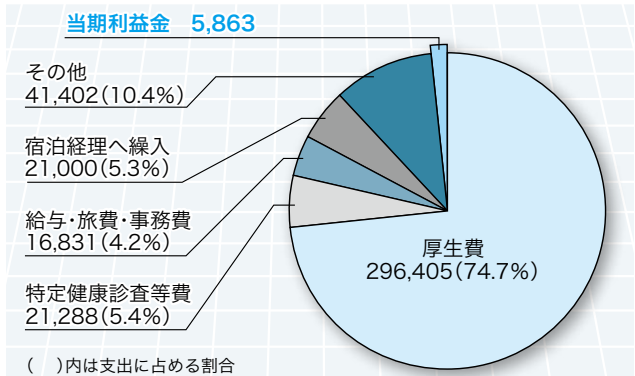
一方、支出総額は、1件当たり助成額を2000円引き下げ2万5000円で運営してきた人間ドック等の利用助成2億5510万円などの厚生費2億9640万円、特定健康診査等費2130万円等で、3億9690万円となりました。

収支決算の結果、590万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

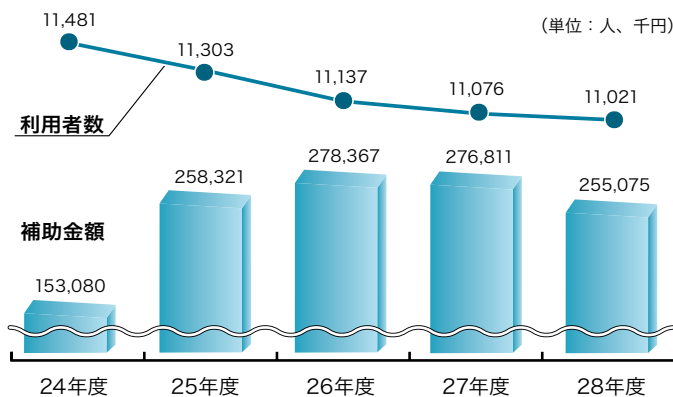
収入 402,789 (単位:千円)



支出 396,926 (単位:千円)



### 人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 人間ドック等利用助成金を平成25年度は14,000円から24,000円に、平成26年度は27,000円に引き上げ、平成28年度は25,000円に引き下げた。

### 保健事業実施状況

項目	金額 (千円)	割合 (%)
人間ドック利用助成	247,876	78.0
脳ドック利用助成	7,199	2.3
特定健診・特定保健指導	21,288	6.7
愛媛共済会館利用助成	11,885	3.7
がん検診等補助	6,376	2.0
福祉施設利用助成	686	0.2
インフルエンザ予防接種補助	12,343	3.9
県・市町連携メンタルヘルス	5,549	1.8
その他	4,492	1.4
合計	317,694	100.0



## 宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。

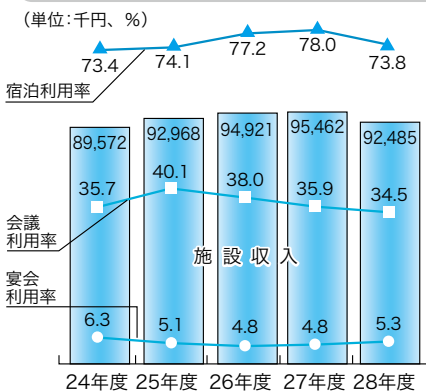
収入総額は、施設収入9250万円や減価償却費相当部分の保健経理からの繰入金2100万円など1億5520万円となりました。

一方、支出総額は、1億4330万円となりました。

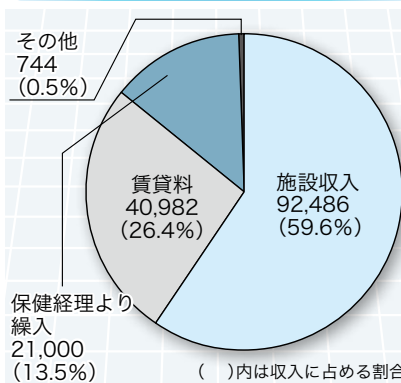
宿泊について、73・8%と高い利用率を維持したことや、諸経費の節減に努めたことにより、収支決算の結果、1190万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

共済会館では、安全・安心・快適な施設運営を心がけるとともに、引き続き健全運営に努めてまいります。また6月から8月にかけては、お食事処「旬彩 伍縁」との共同企画「ピアバイキング」(本紙裏面)を開催し、予定で開催しております。組合員限定割引も設定しておりますので、是非ご利用ください。

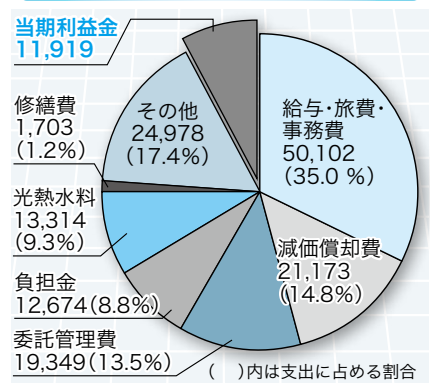
えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



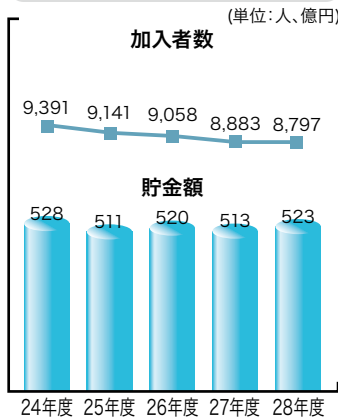
収入 155,212 (単位: 千円)



支出 143,293 (単位: 千円)



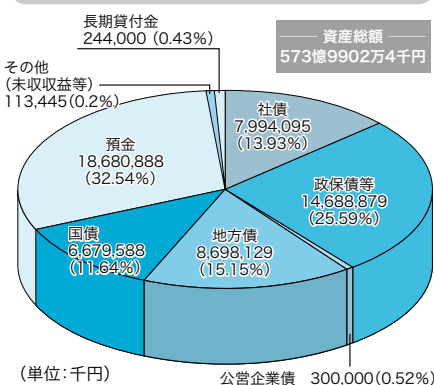
組合員貯金額・加入者数の推移



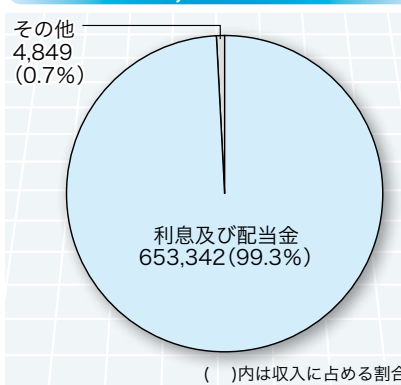
この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした「共済貯金事業」を行う経理です。組合員数の減少に伴い加入者数は減少傾向にあり、貯金加入率は0・23%減少の59・66%となりました。収入総額は、資金運用による利息及び配当金など6億5820万円で、前年度と比べ6350万円の減少となりました。一方、支出総額は、貯金利率1・0%の支払利息5億1740万円など5億7500万円となりました。収支決算の結果、8320万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

## 貯金経理

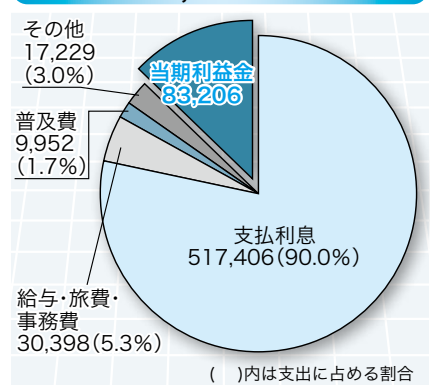
平成28年度決算 貯金経理 資産構成割合



収入 658,191 (単位: 千円)



支出 574,985 (単位: 千円)



## 貸付経理

この経理は、年金の原資である積立金を、経過の長期預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

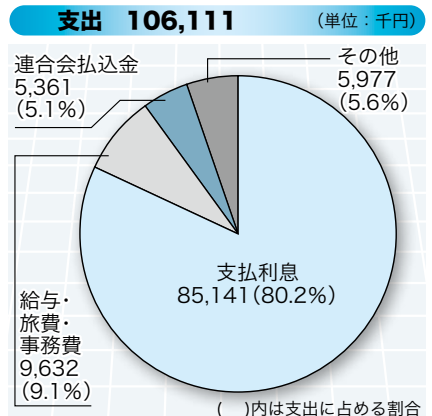
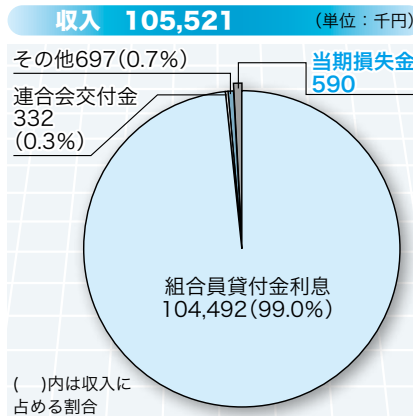
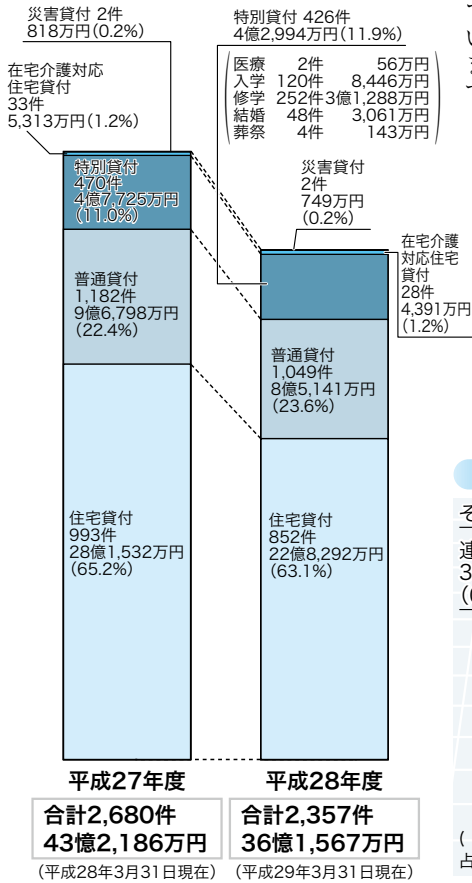
収入総額は、組合員貸付金利息1億450万円などの1億550万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息8510万円などの1億610万円となりました。

収支決算の結果、60万円の当期損失が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補いました。

なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数で51件減の208件、金額で8490万円減の2億9150万円でした。年度末の組合員貸付金残高は、前年度に比べ7億620万円減の36億1570万円となり減少傾向が続いています。

### 組合員貸付金の状況



### 物資供給事業販売状況 (単位: 件, 千円, %)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	73	103,859	94.9
自動二輪車	5	4,607	4.2
家具	2	859	0.8
その他	1	143	0.1
合計	81	109,468	100.0

販売件数は、前年度より42件減の81件で、販売金額は1億950万円となり前年度より5020万円の減少になりました。

収支決算の結果、130万円の当期利益を計上しましたので、金額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

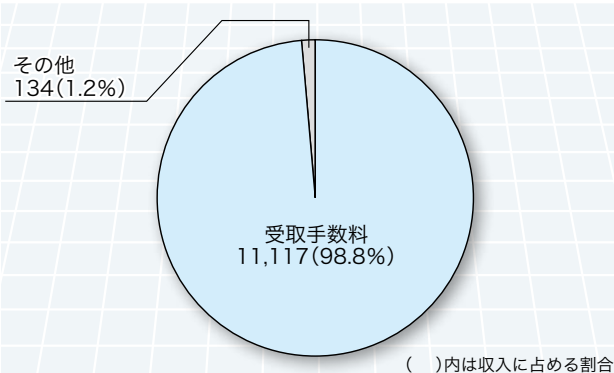
一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など1000万円となりました。

収入総額は、指定店からの販売手数料や利用者からの立替金利息など1130万円となりました。

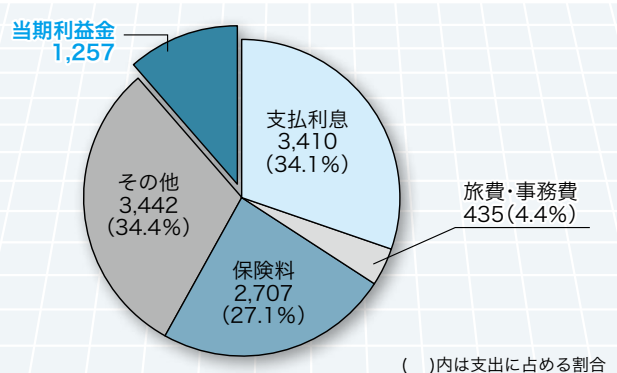
この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

## 物資経理

### 収入 11,251 (単位: 千円)



### 支出 9,994 (単位: 千円)



## 経過の長期 預託金管理経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など8560万円で、金額を全国連合会へ払い込みました。資金運用に関する情報は、本組合のホームページで7月3日に公開しています。

### 学識経験監事



原田満範氏 再選

任期満了に伴う学識経験監事の選挙が、6月5日開催の第195回組合会において行われました。

その結果、原田満範氏（公認会計士）が再選されました。

任期は、平成29年6月28日から平成31年6月27日までの2年間です。

## 第195回組合会において「高齢者医療保険制度に関する要望について」が次のとおり決議されました。

### 高齢者医療保険制度に関する要望について

わが国の医療保険制度は、超高齢社会の到来と医療技術の高度化などにより、医療給付費は、年々膨らんでおり、いまや国民医療費は40兆円を超え、大変厳しい状況に直面しています。

本組合においても、短期給付財政は大変厳しい状況が続いていることから、積極的に医療費安定化計画に基づく医療費節減に取り組んでおりますが、高齢者医療保険制度への納付金等の増加が短期給付財政に大きな影響を及ぼし、組合員、地方公共団体の負担が大幅に増大している状況となっております。

加えて、組合員数の減少が続くとともに、給与の伸びも見込まれないことから、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金など的高齢者医療保険制度への負担が本組合の短期給付財政をさらに圧迫し、短期経理の支出に占めるこれら納付金等の割合は、支出の50%を超える状況にあります。

これは、算定基礎となる前期高齢者の医療費や加入率の増減に伴う前期高齢者納付金の大幅な増加や、算定方法に全面総報酬割が導入されたことに伴う後期高齢者支援金の増加などが、本組合の短期給付財政の窮迫の要因となっております。

については、地方公務員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする地方公務員共済制度が持続可能な制度として堅持されますよう、全国市町村職員共済組合連合会におかれましては、このような状況をご高察いただき、関係機関への働きかけについて、下記のとおり要望します。

#### 記

1 高齢者医療保険制度については、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金という形で現役世代に大きく依存する仕組みとなっているが、組合員の職務の能率的運営に資するという公務員制度の一環として位置づけられている地方公務員共済組合制度や国民皆保険制度を将来に亘り安定的に維持していくためにも、過度に、現役世代に依存するのではなく、公費負担の拡大を図り、前期高齢者加入率の低い保険者の負担が過大にならないようにするとともに、納付金等の急激な増加が生じないような仕組みを構築するなど、保険者間の財政調整のあり方等について十分検討されたい。

2 介護納付金については、団塊の世代が後期高齢者となるに従い、更に増加していくことが予想されることから、公費負担の拡大や、利用者負担割合の見直しなどにより、安易に現役世代に負担を求めることのないよう、抜本的な制度の見直しを検討されたい。

以上、決議する。  
平成29年6月5日

愛媛県市町村職員共済組合 第195回組合会

# 70歳以上の高額療養費制度の見直しについて (平成29年8月～)

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が次のとおり変更になります。

所得区分		自己負担限度額(月単位)	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
現役並み所得者 〔標準報酬月額 28万円以上で 一部負担割合が3割の高齢受給者〕	平成29年7月まで	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当: 44,400円)
	平成29年8月から	57,600円	変更なし
一般 (上記及び住民税非課税者以外の者)	平成29年7月まで	12,000円	44,400円
	平成29年8月から	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 多数回該当<44,400円

※ 住民税非課税の方は現行どおりで、見直しはありません。

※ 多数回該当の限度額は、過去12ヶ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に4回目から適用されます。

## 平成30年度からの 保健事業見直しについて

平成30年4月1日から、左記のとおり保健事業の内容を変更しますので、お知らせします。

### ■人間ドック等利用助成の助成金額を変更します

組合員及び被扶養者の人間ドック等利用に対しての助成金額を25,000円から24,000円に変更します。

### ■はり・きゅう施術料助成を廃止します

はり・きゅう施術料助成を廃止します。ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れのないよう、早めの請求をお願いします。

#### 【この記事についての問合せ先】

共済組合保健課 厚生係

☎ 089(945)6318



# 特定健康診査・特定保健指導のご案内

特定健康診査とは、本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とし、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

対象となる方には、6月初旬に「特定健康診査受診券」を所属所経由で配付しています。特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった方には、対象者の自宅宛に9月以降、随時「特定保健指導利用券」を送付しています。

「特定健康診査受診券」及び「特定保健指導利用券」の利用方法等については下記のとおりです。

## 特定健康診査受診券

- 対象者  
40歳～74歳の被扶養者  
(人間ドック利用者を除きます。)
- 受診方法  
受診券に同封の契約実施機関で受診できます。費用は共済組合が負担するため**無料で受診できます。**
- 有効期限  
**平成29年12月31日**

## 特定保健指導利用券

- 対象者  
特定健康診査で「動機付け支援」又は「積極的支援」と判定された被扶養者
- 利用方法  
利用券に同封の**契約実施機関へ予約のうえ**利用してください。費用は共済組合が負担するため**無料で利用できます。**
- 有効期限  
**平成30年3月31日**

※ 組合員本人については、職場の健康診断又は人間ドックを受診するため特定健康診査受診券の配付はありません。また、共済組合の保健師が所属所にお伺いして保健指導を行うため、特定保健指導利用券についても配付はありません。

## あなたの健診結果と取組みが図書カードに変わる！

下記の①又は②の要件を全て満たした**被扶養者の方(人間ドック利用者を除く。)**それぞれに、共済組合から**1,000円分の図書カード**をプレゼントいたします。

詳細は、特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券に同封の案内文書に記載しています。まずは共済組合保健課厚生係までご連絡ください。

- ①  特定健康診査受診券を使用していない
- パート先等で健診を受診した
- 上記の健診に右の検査項目が全て含まれている
- 上記の健診結果を共済組合へ送付した
- ②  特定保健指導利用券が届いた
- 保健指導を受けて、終了した

必要な検査項目	
基本情報	健診日・健診機関名
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状
身体計測	身長・体重・腹囲
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c
尿検査	尿糖・尿たんぱく
医師の診断	診断・診断をした医師の氏名

【問合わせ先】  
共済組合保健課 厚生係  
☎089 (945) 6318

# 平成28年度は組合員・被扶養者ともに医療費はやや減少

平成24年度からの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

平成28年度は前年度と比べて、組合員、被扶養者ともに受診率は増加しましたが、入院医療費が減少したことなどにより、1人当たり医療費は減少となりました。しかしながら、依然として短期財政は厳しい財政状況にありますので、皆さまには、引き続き健康の保持、生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いします。

## 1人当たり医療費

(1人が1年間使った平均医療費)

平成28年度の1人当たり医療費は、組合員が118,178円、被扶養者が121,112円となっています。

前年度と比較して組合員は外来医療費及び薬剤費が増加しましたが、入院医療費の減少により、980円の減少となっています。

被扶養者も薬剤費は増加したものの、入院医療費の減少により、1,225円減少しています。

## 【医療費の3要素の推移】

### 受診率

(1か月100人当たりの受診件数の割合)

平成28年度の受診率は、組合員が67.42%、被扶養者が73.95%と過去10年で1番高い率となっています。前年度と比較して組合員は1.51%増加、被扶養者も2.59%増加しています。

内訳としては、組合員、被扶養者ともに外来は増加し、入院は減少しています。

### 1件当たり日数

(1つの医療機関で1か月に受診した平均日数)

平成28年度の1件当たり日数は、組合員が1.61日、被扶養者が1.68日となっています。

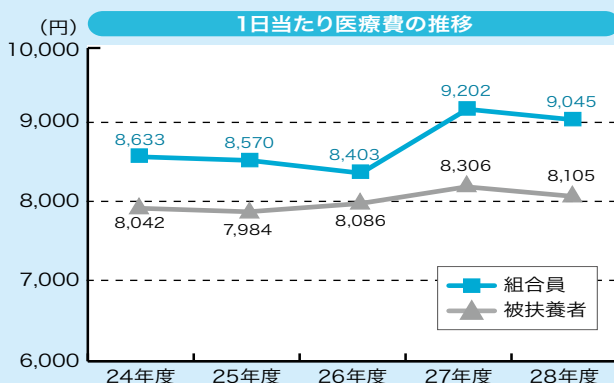
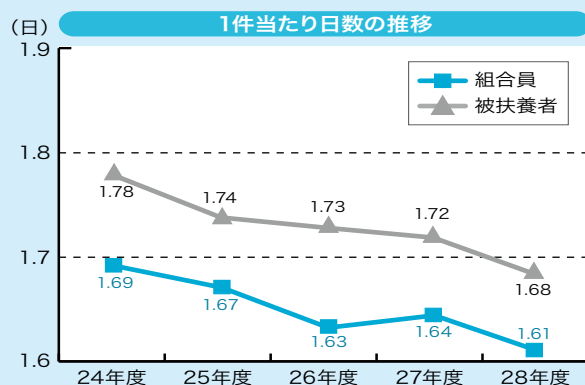
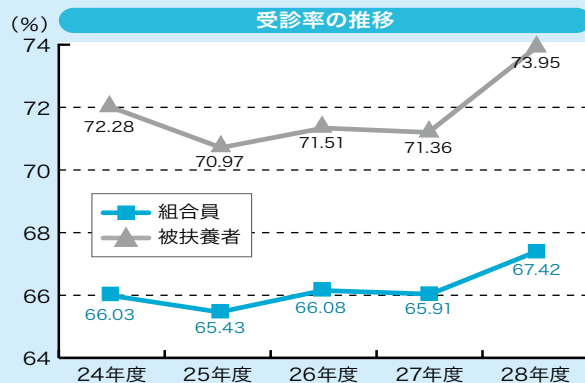
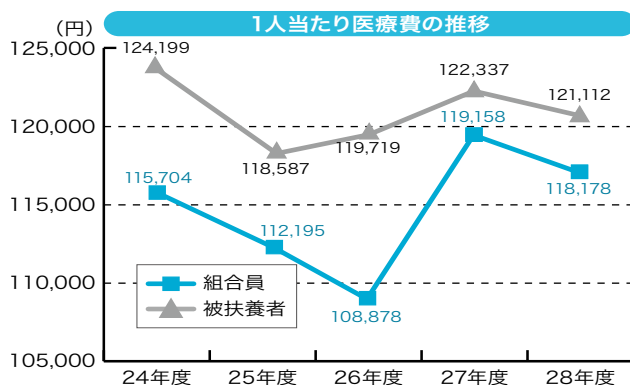
前年度と比較して組合員は0.03日減少、被扶養者は0.04日減少しており、年々減少傾向にあります。

### 1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成28年度の1日当たりの医療費は、組合員が9,045円、被扶養者が8,105円となっています。

前年度と比較して組合員は157円減少、被扶養者も201円減少しておりますが、26年度以前と比較すると、薬剤費の増加などの影響により高額となっています。





# 平成28年度 病類別医療費

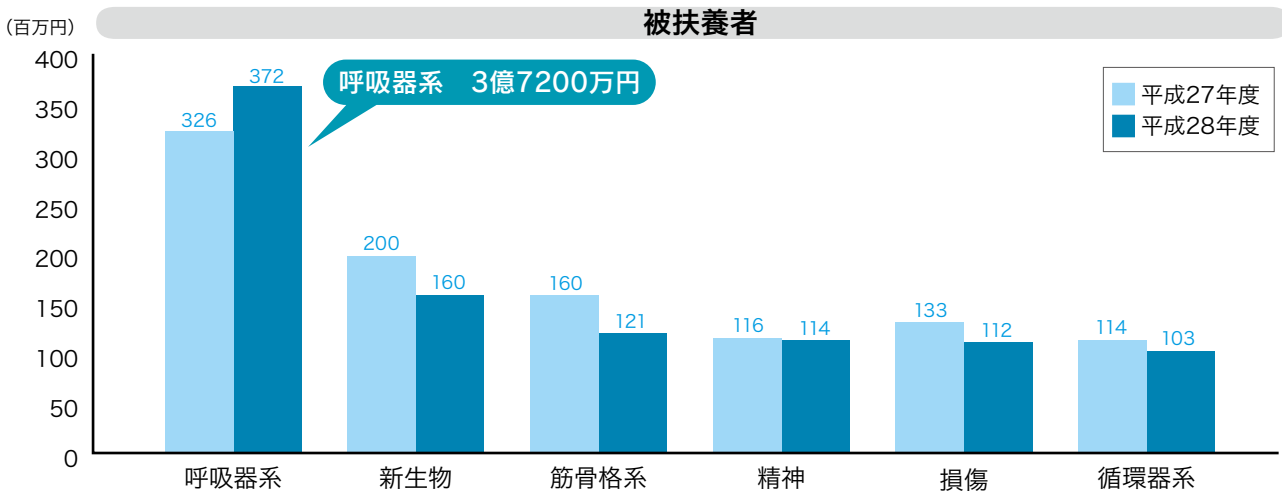
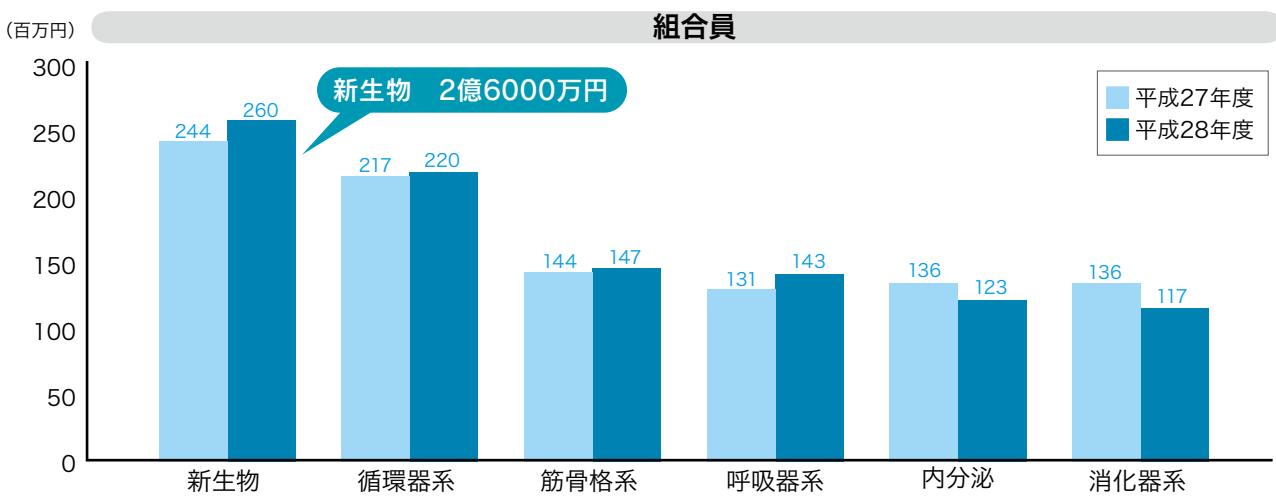
## 組合員は新生物、被扶養者は呼吸器系の医療費が増加

平成28年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位 新生物 2億6000万円(14.3%)、2位 循環器系 2億2000万円(12.1%)、3位 筋骨格系 1億4700万円(8.1%)となっています。平成24年度から26年度までは循環器系が1位でしたが、平成28年度も前年度に引き続き新生物が1位となり、医療費も1600万円の増加となりました。

被扶養者については、1位 呼吸器系 3億7200万円(18.1%)、2位 新生物1億6000万円(7.8%)、3位 筋骨格系 1億2100万円(5.9%)となっています。前年度と比較して、呼吸器系は4600万円増加しましたが、新生物は4000万円、筋骨格系は3900万円の減少となりました。

### 病類別医療費 上位6位

(※歯科を除く)



#### 新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

#### 循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血

#### 筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、脊椎症、五十肩

#### 消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎

#### 内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症

#### 呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症

#### 精神

統合失調症、躁うつ病、認知症、アルコール依存症候群、神経症

#### 損傷

骨折、頭蓋内損傷、脳震とう、内臓の損傷、熱傷、中毒、日射病

病類別の主な疾患・症状

## 4 定時決定の有効期間

その年の9月から翌年の8月まで(期間途中で随時改定等があった場合は、そのときまで)の1年間

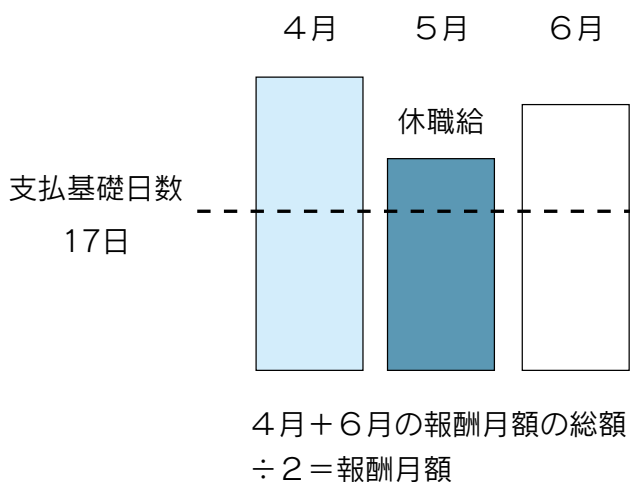
## 5 定時決定の保険者算定

通常の方法により1月当たりの報酬月額を算定するのが困難なとき、又は算定結果が著しく不当となるときは、組合員の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額を、報酬月額とすることができます。(これを「**保険者算定**」といいます。)

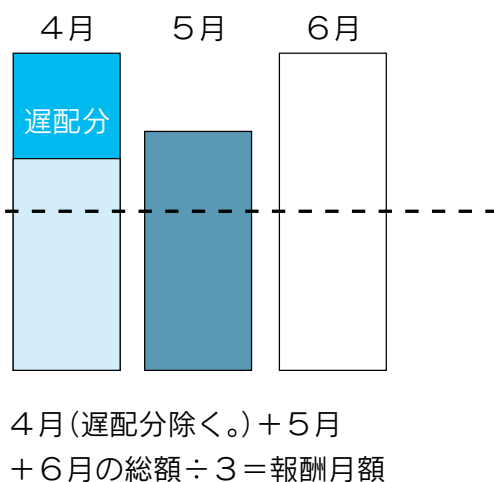
### ( 保険者算定代表例 )

- ① 4月・5月・6月とも無給の場合  
従前の標準報酬月額を算定基礎となっている報酬月額を用いて算定します。
  - ② 休職者給与(8割支給)を受けている場合  
報酬の支払基礎日数が17日以上であっても算定基礎から除いて算定します。
  - ③ 4月・5月・6月の報酬に、本来、当該月以外に支給されるべき報酬が含まれている場合  
当該報酬を除いて算定します。
  - ④ 4月・5月・6月の報酬が、他の月と比較して著しく高い場合  
過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均報酬月額に基づき算定することができます。
- ※④の保険者算定を受けるためには、いくつかの条件がありますので詳細は共済事務担当者、又は下記までお問合せください。

②のケース



③のケース





毎年  
9月

# 標準報酬月額の見直しを行います！

共済組合各事業の掛金等の算定基礎となっている標準報酬月額は、資格取得時決定以降、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、見直しを行っています。（これを「定時決定」といいます。）

## 1 定時決定の対象者

7月1日に組合員である者(休業中、休職中、欠勤者を含みます。)で次に掲げる者以外の者

(定時決定の対象とならない者)

- ① 6月1日以降に資格を取得した者
- ② 7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われる者



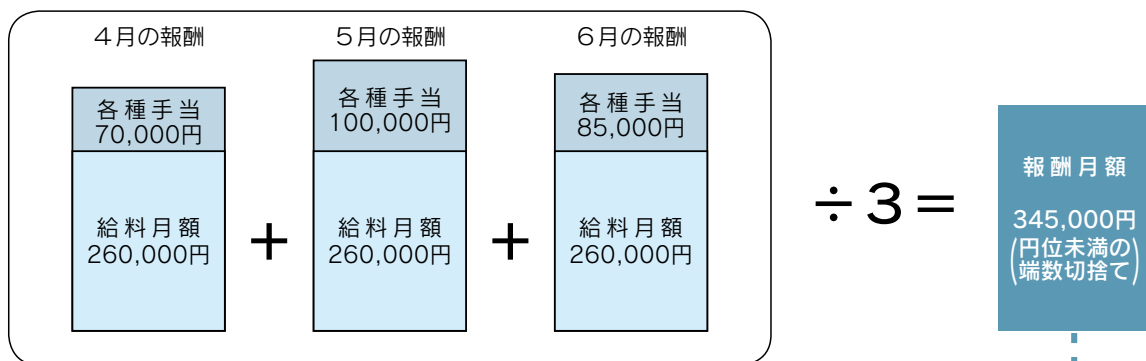
## 2 定時決定の算定基礎

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額(ただし、報酬の支払基礎日数が17日未満の月は、算定基礎から除く。)

## 3 定時決定の算定方法

上記報酬総額をその期間数で除して得た1月当たりの報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて算定します。

### ◆ 定時決定のイメージ ◆



標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額		標準報酬月額	
⋮	⋮	⋮	⋮
330,000円以上	350,000円未満	第20級	340,000円
350,000円以上	370,000円未満	第21級	360,000円
⋮	⋮	⋮	⋮

標準報酬月額  
第20級  
340,000円

# 被扶養者の資格調査を実施します

## ◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

① 平成29年4月以降に認定された者  
② 平成29年3月以降に更新手続をした者

## ◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を經由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、共済組合に書類を提出する必要はありません。

## ◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務課総務係(TEL089-945-6315)へお問い合わせください。



被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成29年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写し、又は診断書 (※就労が困難である旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成29年度年金改定通知書の写し(紛失等により提出できない場合又は29年度において改定がない場合は、29年6月分の送金通知書の写し)
④ 給与収入のある者	○平成28年分源泉徴収票又は直近の給与明細の写し
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成28年分確定申告書(控)の写し及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成29年度(平成28年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。  
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。



# 被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、**主として組合員の収入により生計を維持していること**、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

## 被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の親族については、同居が要件となります。

## 収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」とおりです。

◎給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

◎年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

## 被扶養者の認定の取扱い

### 18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

## 父母の場合

父母については、どちらか一方が社会保険に加入している場合、原則として配偶者の社会保険に加入していただくこととなります。父母とも社会保険に加入していない場合であっても次に該当する場合、被扶養者として認定されません。

### ① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方又は両方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

### ② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合



被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額
公的年金等を受給している方	年額180万円
※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など(遺族年金・障害年金を含みます。)	
上記以外の収入がある方	
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額3,612円

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

# 年金払い退職給付に係る財政状況(平成27年度末)について

地方公務員共済組合連合会

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に組み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。

この積立状況を把握するための作業が財政検証であり、国共済と地共済を合算した年金払い退職給付制度の年金財政上の剰余・不足の状況(年度末に積み立てておくべき金額と実際の積立金額の比較)を毎年確認することとなっております。

この度、平成27年度末の財政検証作業が終了しましたので、その結果について説明いたします。

## ○財政検証結果

### 1 平成27年度末の年金財政状況

(単位：億円)

区 分	国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額 A	1,914	522	1,392
積立金(簿価ベース) B	1,880	508	1,372
剰余または不足 (B - A)	△ 34	△ 14	△ 20
【参考】保険料収入現価	62,674	16,761	45,913

※ △は不足を表している。

※ 「保険料収入現価」は将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額

「積立基準額」は計算基準日に積み立てておくべき金額であり、国共済が522億円、地共済が1,392億円、合計で1,914億円となっております。

一方、「積立金」の額は簿価ベースで国共済が508億円、地共済は1,372億円、合計で1,880億円となっております。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が14億円の不足、地共済が20億円の不足、合わせて34億円の不足となっております。

なお、現在計上されている不足については、制度が成熟することにより発生する将来の剰余等により解消される見通しとなっており、下記2に記載してあるとおり、財政再計算を実施し、掛金率等の見直しを図る必要がない状況となっております。

### 2 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっておりますが、これとは別に、財政検証において臨時的財政再計算の要否を確認することとなっております。

臨時的財政再計算を行う条件は、計算基準日時点の積み立て不足額が、計算基準日以降の将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額である「保険料収入現価」の5%を上回る場合となっております。

今般、計算基準日時点における国共済と地共済を合わせた不足額34億円が、国共済と地共済を合わせた保険料収入現価の5%である3,134億円を下回っていることから、今回は臨時的財政再計算を実施しないこととなりました。

### 3 財政調整拠出金の計算

年金払い退職給付制度では、必要に応じ、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっております。

すなわち、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

平成27年度においては、国共済・地共済とも不足の状態であったため、財政調整拠出金は発生しませんでした。

# 地共済年金情報 Web サイトのご案内

地共済年金情報 Web サイトでは、年金見込額や加入履歴などの年金個人情報をご覧いただくことができます。

なお、当サイトは昨年リニューアルされており、平成27年3月31日まで稼働しておりました従前の地共済年金情報 Web サイトにてご利用いただいておりましたユーザID・パスワードについては、失効しておりますので、再度利用申込する必要があります。



## 閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額(※1)
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

## 利用できる方

- ①組合員 ②組合員であった方

## ご利用時間

毎日24時間365日まで  
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、法律で定められた年齢での年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

## 閲覧までのおおまかな流れ

1 地共済年金情報 Web サイトにアクセス  
<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

共済組合及び連合会のホームページからもアクセスできます。

2 ご利用申込み(※2)  
(基礎年金番号・氏名・生年月日・パスワード等を入力)

(数週間程度)  
全国市町村職員共済組合連合会、各共済組合からお申込み内容の確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

3 受 付

閲覧の際に必要な「ユーザID」を記載した「ユーザID通知書」を郵送しますので、大切に保管してください。

4 ユーザID通知書の受領

5 ログイン

ユーザID通知書でお知らせした「ユーザID」とご利用申込み時に登録しました「パスワード」を入力し、ログインしてください。

※2 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

## ● 相談窓口 (Web サイト用) ●

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎03-5210-4607 (9時～17時(土・日・祝日を除く))



—ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方に—

# 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

返済は給与・賞与控除によることから月々の返済にお手間を取らせません。また、一部又は全部の繰上償還の申出を手数料なしで随時受け付けており、賞与月等で余裕があるときに繰上償還を行って返済期間を短縮し、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業・物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては本紙面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載していますのでご参照ください。

なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動)H29.7.1現在	年2.66%	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

## 計画的なご利用をお願いします

貸付事業における貸付金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

詳細は共済組合ホームページをご覧ください。お申込みは、所属所共済担当課(係)へ。

### ■物資指定店(変更・取消)

変更	年月日 (変更は届け出日)	H29.2.24
	指定店名	㈱オートエポリューション
	所在地	新：松山市北久米町901-1 旧：松山市水泥町161-1
	電話番号	新：(089)968-1155 旧：(089)955-6611
	取扱商品	自動車
取消	年月日 (変更は届け出日)	H29.3.13
	指定店名	㈱みやじ トラッドハウス・ミヤジ
	所在地	今治市松本町1丁目1-4
	電話番号	(0898)32-1616
	取扱商品	洋服

**ボーナスの預入れ先に最適！**  
**共済貯金**  
**年利1.0%**  
(税引後0.79685%)

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全を第一に運用しており、現在約8800人の方にご利用いただいています。ボーナスの預入先として是非ご活用ください。

預入は、臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。給与控除、賞与控除により毎月決まった額を預け入れることもできます。

払戻は、「共済貯金払戻請求書」を共済組合に提出することにより組合員本人名義口座へ送金されます。原則として毎週の火曜日を締切日とし、300万円以下で払戻は毎週金曜日、300万円を超える業務上の都合により締切日・送金日を変更することがありますので、共済組合ホームページで「共済貯金払戻スケジュール」をご確認ください。

ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

## 日程表

	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成29年	8月18日(金)	西条市役所	西条市
	8月21日(月)	西予市役所	西予市
	8月29日(火)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町
	8月30日(水)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	10月10日(火)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	10月30日(月)	新居浜市役所	新居浜市
	11月6日(月)	四国中央市役所	四国中央市
	11月14日(火)	今治市役所	今治市・上島町
	11月21日(火)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
11月28日(火)	宇和島市		
平成30年	1月25日(木)～26日(金)	松山市役所	松山市
	2月	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申出ください。

平成29年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。  
退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

『平成29年度退職予定者相談会』を開催します！

開催年月日	開催場所
7月5日(水)	伊予市
7月13日(木)	今治市
7月19日(水)	伊方町
7月26日(水)	内子町



また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきまするとともに、各共済事業の発展・充実を図るための参考とさせていただきます。

なお、日程等の詳細につきましては、該当所属所の共済事務担当課(係)を通じてご案内しております。

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成28年度から「共済事業に関する懇談会」第2期を県内全市町で開催しています。  
本年度は7月に左表のとおり、県内4か所での開催となりました。

『共済事業に関する懇談会』を開催します

## 共済組合職員募集

当共済組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を次のとおり実施します。

○採用予定人数  
若干名

○受験資格

平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

学校教育法に規定する大学(修業年限4年以上のものに限る。)を平成30年3月までに卒業見込みの者若しくは右記大学を卒業した者

○第一次試験

平成29年9月2日(土)

○採用試験申込書・実施要領の配付

平成29年7月10日から共済組合事務局(えひめ共済会館3階)で配付します。

郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号(A4サイズ))を同封し、左記の「郵送のあて先」に請求してください。

○受付期間等

平成29年7月10日～8月10日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～午後5時15分

【問い合わせ先】

愛媛県松山市三番町5丁目13-1

(えひめ共済会館3階)

愛媛県市町村職員共済組合 総務課

TEL 089(945)6315

【郵送のあて先】

〒790-8678

郵便事業(株)松山支店 私書箱第29号  
愛媛県市町村職員共済組合 総務課

# ビアバイキング

ご予約  
承り中

3時間食べ飲み放題18時~21時

【お料理】バイキング約30種類  
【お飲物】生ビール・焼酎・日本酒・酎ハイ  
ワイン・ウイスキー・ソフトドリンク等



大人3,500円

中高生2,500円

小学生1,500円

幼児無料

※料金はすべて税込価格です。  
20歳未満の方には、アルコールの  
提供はいたしません。

## 本マグロ解体実演実施日

7月21日(金) (解体は19時から)

8月4日(金)

18日(金)



## にぎり寿司 (本マグロを含む8品) &デザート充実日

7月28日(金)

8月10日(木)

25日(金)



# BEER VIKING

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003  
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】  
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp

さらに  
組合員限定で  
500円引とさせて  
いただきます!!  
※被扶養者は除きます。

## 休館のお知らせ

平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間  
えひめ共済会館改修工事の為、休館を予定しております。  
皆様大変ご迷惑をおかけいたしますがご理解・ご協力の程  
よろしく申し上げます。



表紙によせて

国指定特別天然記念物

八釜の罎穴群 (久万高原町)

八釜の罎穴とは、柳谷溪谷を流れる黒川の土砂や小石が、川岸をえぐってできた釜の底のような穴のことです。深い緑色の川床に見られる大小様々な釜状の罎穴は、形によりトンネル釜、獅子釜、メガネ釜など、それぞれに名前が付けられています。夏になると清涼感たっぷりのおアシスとして親しまれ、秋には紅葉も楽しむことができます。

八釜には竜神がすむとされ、雨乞いの際に参拝し、それでも雨が降らない時は、竜神が嫌う金物を淵の中に入れ、怒らせて雨を降らせたという言い伝えがあります。

### —組合の現況— (平成29年5月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,614人
男	9,421人
女	5,193人
◎平均標準報酬月額(短期)	377,958円
◎被扶養者数	16,164人
(含任継)	内129人
◎任意継続組合員	220人
◎年金受給者数	17,437人